

無線通信式防犯カメラ機器
(令和5年度契約分)
賃貸借仕様書

令和5年6月

第1 総則

1 契約件名

無線通信式防犯カメラ機器（令和5年度契約分）賃貸借契約

2 目的

街頭犯罪を減少させ、子どもや女性等を犯罪から守るとともに、地域の防犯活動を補完し、安心安全の見守りの目を増やすことで、住民が安心して暮らせる環境を整備し、また災害発生時において防災利用に供するために、公共施設等に無線通信式防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置する。

3 概要

本市では、上記目的のために市内に所在する公共施設や電柱等に防犯カメラを807台設置しているが、このうち①194台の防犯カメラ（以下、「既設カメラ」）については、老朽化等に伴う機器の更新（移設を含む）を行うとともに、②現在、防犯カメラを設置していない箇所、あるいは平成26年度及び平成27年度において「地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金」を活用して設置した防犯カメラ（以下、「地域カメラ」）のうち、市の指定した箇所には、防犯カメラ92台を新設するものである。

なお、②のうち、地域カメラは新設カメラに置き換えるものである。

今回導入する防犯カメラは、既設カメラ同様、映像を防犯カメラ内のSSD等の記録媒体に記録し、無線LAN方式により、専用端末機器へ当該映像を送信することができるものとし、また、当該専用端末機器で、その映像を再生することができ、防犯カメラ本体の故障等により起動状態が変化した際やまた、無線LANの利用による録画画像の取得の際等にLPWA回線又はLTE回線を通じて、指定のクラウドサーバーへ信号を送信するとともに、指定のメールアドレスへのEメール発信等を行う機能（以下、「故障等通知機能」）をあわせもつシステムを整備する。また、今回設置の防犯カメラ286台のうち10台は、LTE通信機能により、遠隔から外部サーバを通じてライブ映像の確認を行うことができる機能（以下、「遠隔映像伝送機能」）を有するものとする。

4 設置台数等

合計286台 別紙1「吹田市無線通信式防犯カメラ更新・増設数一覧」を参照。

なお、設置箇所の詳細については、本市の施策上、一般に公表していないため、受注者にのみ提示するものとする。

5 賃貸借期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで（60か月）

※防犯カメラの更新及び新設にあたっては、設置が完了した日から契約日の前日までの期間を正式な稼働に向けた試験または試用期間として設定し、更新等により本市の防犯カメラの運営に空白期間が生じないようにすること。

6 設置期間等

契約締結後、令和5年11月30日までに設置及び動作確認を完了すること。

第2 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、吹田市が発注する「無線通信式防犯カメラ機器（令和5年度契約分）賃貸借契約書」の契約内容について必要な事項を示すもので、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定める。

2 適用基準

設置工事を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

3 提出書類

(1) 契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

工程表、管理技術者届、下請業者名簿、現場代理人・主任技術者届（経歴書含む）、必要資格取得者名簿

(2) 機器等設置作業前に次の書類を提出すること。

設置作業従事者名簿、作業手順書、機器承認図

(3) 機器等設置完了後、速やかに次の書類を提出すること。

完成図書（設置箇所一覧表、位置図、詳細図、施工写真（施工前、後）、作動確認書、設置箇所同意確認書）

防犯カメラ機器取扱説明書（製本3冊、電子データ1部）

市内全域設置箇所図（A0版以上3部、電子データ1部）

なお、設置箇所一覧表及び設置箇所位置図については、防犯カメラ管理番号を記載し、3部提出すること。また、電子データについても提出すること。

(4) その他、発注者が必要とする書類

4 報告・連絡

受注者は、本件事案の進捗状況について、発注者に週間報告を行うなど緊密な連絡を図り、本契約全般の責にあたること。

5 官公署等への手続き

防犯カメラ機器等の設置や更新に必要な官公署や電力会社等への手続き（道路や電柱の占用や使用料等に係る許可等が得られるまでに必要となる関係部署との協議や申請書の作成、各種資料の作成等の一切の事務を含む）は、受注者の責任において遅滞なく行い、都度、発注者に報告すること。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、そ

れを受注者が行うことができない場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

6 設置上の注意

- (1) 受注者は、発注者と設置前に下記の事前協議を十分に行うこと。
 - ア 防犯カメラ機器等の設置方法・位置等に関しては、発注者と協議の上、承認を得ること。なお、設置箇所は一部変更になる場合がある。その場合の費用については受注者の負担とする。
 - イ 作業日の1週間以上前に設置日時等について、発注者の了承を得ること。また、周辺地域住民等及び施設管理者に対する設置作業日等の通知方法について、発注者と協議の上、了承を得ること。
 - ウ その他設置作業について検討を要する事項。
- (2) 公共施設への工事については、受注者において施設所管室課と十分に協議し、日程調整の上、吹田市における工事基準に準拠した工事を行うこと。また、設置箇所の強度も十分に考查すること。
- (3) 受注者は、施工前に設置する場所の現地調査を行い、施工にあたっては、本仕様書等を遵守の上、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。
- (4) 設置等については、下記の者が作業を行うこと。
 - ア 電気工事士2級以上の有資格者
 - イ 防犯設備士又は総合防犯設備士の有資格者
- (5) 受注者は、設置作業にあたり、必要な保安資機材を活用し、必ず保安要員を配置するとともに、設置作業中は道路使用許可条件を順守し、周辺地域住民等に十分配慮すること。
- (6) 設置作業中に事故が発生した場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- (7) 電力会社等が所管する電柱等に共架する場合は、事前協議を行い、電力会社等の指定する方法及び仕様に基づき設置すること。
- (8) 漏電対策として漏電ブレーカーを必ず設置すること。
- (9) 防犯カメラ機器等設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ機器取付金具等の必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。なお、電気使用申込みが必要な場合は、その諸手続き業務及び手数料についても受注者の負担とする。
- (10) 設置作業中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (11) 設置にあたっては、遅くとも1週間前までに周辺地域住民に対して設置工事の日時等について、事前に通知すること。
- (12) 周辺地域住民等の申し出により、画像の確認やマスキングを必要とする場合は、必要な作業を行うこと。
- (13) 家屋等が撮影範囲に写りこむ場合は、受注者が家屋等の住民の同意を得た上で、設置箇所同意確認書を取得し、発注者に提出すること。なお、同意確認書の内容等については、発注者と十分に協議の上、受注者が作成すること。
- (14) 機器の設置作業は、原則として平日9時から17時までとする。
- (15) 受注者は、設置工事の期間内であっても、本仕様書第1総則2項の目的を鑑み、必要に応じて、受注

者が設置した防犯カメラの画像データは取り出すことができるようになること。また、それにあたり、発注者に対して、防犯カメラ機器の設置、設置、納品、操作の説明等を行うこと。

- (16) 本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とするものについては、受注者の責任において設置すること。
- (17) 受注者は、防犯カメラの設置にあたり、瞬間最大風速 6.0 m/s であっても、それに耐えうるよう に、その配線や付属物も含めて、確実・堅牢に施工すること。
- (18) 受注者は、防犯カメラ機器の設置にあたっては十分な耐震対策を講じること。
- (19) 受注者は、既設防犯カメラ及びその付属物を取り外し、2週間保管した後、廃棄処分を行うこと。なお、地域カメラの廃棄処分にあたっては、別途地域の同意書を得ること。
- (20) 受注者は、吹田市内業者を優先的に活用するよう努めること。

7 設置完了時

- (1) 設置作業完了後、受注者は第2一般事項3項(3)の提出書類を発注者に提出した上で、完了報告を行うこと。
- (2) 受注者は、設置作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じること。

8 費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

- (1) 防犯カメラ機器の搬入、搬出に係る費用
- (2) 防犯カメラ機器の設置、工事、調整、変更及び検査に係る費用
- (3) 防犯カメラ機器の設置作業期間中（令和5年11月30日まで）の電気料金及び電柱等への共架料
- (4) 防犯カメラ機器の賃貸借契約期間中（令和5年12月1日から令和10年11月30日まで）の電柱 等への共架料
- (5) 防犯カメラ機器の設置後の保証業務、防犯カメラ機器の移設、事故等による損傷の対応、借入期間終了時の対応に係る費用
- (6) 防犯カメラ機器及び専用端末機器の動産保険料
- (7) 告知板の作成および設置費用
- (8) 防犯カメラ機器の設置工事に必要となる各種申請に係る費用
- (9) 既設カメラの取り外し、保管及び廃棄処分に要する費用
- (10) 防犯カメラ機器と外部サーバの通信に係る費用（通信データ容量追加購入にかかる費用を除く）

第3 機器の仕様

1 防犯カメラ

- (1) 調達機器

ア 防犯カメラによって記録した映像を取り出し、また、再生するための防犯カメラ専用のソフトウェア を用いて再生するものとし、そのソフトウェア以外では再生できないものとともに、防犯カメ

- ラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。
- イ 屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型であり、無線LAN方式で映像を専用端末機器に伝送することができること。また、(社)日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定(RBSS)機器(撮影映像もRBSS品質を求める)を使用するとともに、電力会社等が指定する共架条件に基づくものであること。
- ウ 信号柱への設置にあたり赤外線照射が禁止されているため、赤外線照射の機能がある場合は、その機能を切ることができること。
- エ 新品機器を納入すること

		仕様等	
本体	ハウジング	形状	屋外に設置することを考慮した形状、色であること。
		防塵防水性	IP66以上。
		塗色(白)	事前に発注者の承認を得ること。
その他	プライバシー保護機能	マスキング機能で、撮影画像内の一定のエリアのマスキングを防犯カメラ1台ごとに任意に20か所以上を指定できること。	
	映像取り出しにおけるセキュリティ	We bブラウザ接続時のパスワード認証、無線LAN暗号化規格WPA2-PSK(AES)の採用、ステルス機能を搭載。	

(2) 映像無線伝送装置

無線LAN方式で映像を専用端末機器に伝送することができるものとする。周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって5.6GHz帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応すること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。

(3) 映像記録装置

ア 要求する機能の定義

映像記録装置は街頭に設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。録画映像の再生時(コピー後の映像を含む。)に正確な撮影日時が表示されるようGPS等による時刻補正を行う機能を有すること。

また、映像の取り出し及び再生に防犯カメラ専用のソフトウェアをインストールし、使用できること。

イ 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ内蔵	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録できること。また、この画質で

	メモリ		防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、2週間程度記録できる容量を有する。（記録媒体の記録容量128GB以上）
記録方式	画像解像度	(1, 280×720)以上に対応。	
	圧縮方式	H265又はH264に対応。	
通知機能	機器異常時		・故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有する。 ・LPWA通信（SIGFOX規格）、又はLTE通信による故障等通知機能

(4) 外部表示

ア 管理番号

防犯カメラハウジング外部（カメラ下部から容易に確認ができる箇所）に、防犯カメラの管理番号を表示すること。

例) 青山台小学校区 25-01

25(小学校区番号)-01(カメラ小学校区整理番号)

(5) 告知用シール及び告知板

ア 告知用シール

防犯カメラ下部に防犯カメラが作動していることを周知するためのシールを貼付すること。（別紙2のとおり）

イ 告知板

防犯カメラ設置場所近辺に、防犯効果を高めるための告知板を設置すること。また、告知板は屋外に設置することから、PETフィルム等の経年劣化に耐えうる素材とし、設置場所及び形状、色及び告知内容については、発注者と協議すること。（別紙3のとおり）

既設の告知板がある場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

設置した告知板が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

2 専用端末機器

ア 要求する機能の定義

収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御（ズーム）及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索する装置であり、外部記録媒体に記録できる機能を有すること。

なお、再生・検索機能の設定条件等については、発注者の承認を得ること。

イ 機器性能と仕様

ネットワーク対応が可能であり、かつ5.6GHz帯に対応できること。

区分	品目	仕様等

本体	本体	機能	最長 20m の範囲内で、防犯カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。また、映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。
	制御	防犯カメラの制御（ズーム）機能を有する。	
	OS	最新の OS を搭載。	
	CPU	インテル CORE i5以上	
	HDD	外付け可能のこと。	
	メモリ	8 GB 以上。	
	バッテリー	内蔵。駆動時間 10 時間以上	
	インターフェイス	USB ポート 2 カ所以上 (USB 2.0 又は 3.0)	
	その他	安定して動作し、コンピュータウイルス等セキュリティ対策が施されていること。	
	表示部	サイズ 解像度 表示色	10 インチ～14 インチ程度。 UXGA、WUXGA 以上 約 1,600 万色以上。
外部記録媒体	映像取り出し	カメラ内蔵メモリに記録された映像（動画及び静止画）の任意の部分を、USB メモリ等汎用的な媒体に記録できること。	
その他	付属品	携帯（保護）ケース マウス	
		・本専用端末機器による画像の閲覧については、本事業で設置する 286 台の映像だけでなく、本事業で更新しない既設の 613 台の映像も閲覧できるよう、当該専用端末機器を設置して納入すること。なお、既存防犯カメラの納入業者との調整や既存防犯カメラの設定は、発注者が行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入すること（保守、ライセンスを含む。）。	

第4 システムの仕様

1 概要

本システムは発注者が指定する場所に防犯カメラを設置し、その映像を 24 時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む）できるものとする。

2 装置等の条件

(1) 機器設置場所及び数量

詳細は、別紙1「無線通信式防犯カメラ設置箇所一覧表」のとおり。

設置場所	品名	数量
吹田市内一円	防犯カメラ（記録媒体一体型映像記録装置）	286台
吹田市内一円	告知用シール	286枚
	告知板（防犯カメラの作動を表示するもの）	286枚
吹田市役所	専用端末機器	5台

(備考) タブレット提案の場合は、専用キーボード（Blueooth通信対応のもの）を1台装備すること。

歩行者が通行する地下道に関しては、告知板を両出入口に設置すること。

(2) 故障等通知機能

- ア 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断等、カメラ本体の起動状態が変化した際や無線LANの利用による録画画像の取得の際にLPWA通信（SIGFOX規格）又はLTE通信にて信号を送信し、その信号を外部サーバに蓄積するとともに、指定のメールアドレスへのEメール発信を行うことができる。
- イ 外部サーバに蓄積する信号は、過去2年分以上の履歴データとすること。
- ウ 全ての防犯カメラの履歴情報（上記イの過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してCSVファイル形式でダウンロードできること。
- エ 指定した防犯カメラの履歴情報（上記イの過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してCSVファイル形式でダウンロードできること。
- オ 全ての防犯カメラの履歴情報のうち、指定する期間の履歴のみを一括してCSVファイル形式でダウンロードできること。
- カ 指定した防犯カメラの履歴情報のうち、指定する期間の履歴のみを一括してCSVファイル形式でダウンロードできること。
- キ 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断等の際に発信される信号（Eメール）が、受注者に届いた場合は、速やかに必要な対応を行うこと。
- ク 無線LANの利用による録画画像の取得の際に、LPWA通信（SIGFOX規格）またはLTE通信にて信号を送信し、その信号を外部サーバに蓄積する際には、防犯カメラへのアクセスに利用した専用端末機器の情報も含めたものとすること。
- ケ サーバから発信されるEメールのメールアドレスは、5つ以上指定できること。
- コ 無線LANの利用による録画画像の取得の際に送信されるEメールアドレスは、それ以外の要因により送信されるEメールのメールアドレスとは異なるメールアドレスを指定できること。

(3) 遠隔映像伝送機能

- ア 導入する防犯カメラ286台のうち10台は、防犯カメラ本体の録画映像をLTE通信（FDD

－L T E規格)にて通信し、外部サーバを通じて遠隔地からライブ映像の確認ができるものとする。

- イ 通信データ容量は1台につき2G B以上とし、不足した場合は追加で購入できるものとする。また、複数機器で通信データ容量を共有できるものとする。
- ウ 防犯カメラ本体に搭載されているL T E通信用のS I Mデータ量を確認できること。
- エ 故障等通知機能と同じ管理システム上で管理できること。

(4) システムの条件等

- ア 契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、すべて受注者の責任において実施すること。
- イ 設置する機器及びソフトウェア等システムについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。
- ウ 本仕様により設置したすべての機器及びソフトウェア等システムについて、受注者において統一された障害受付窓口を有すること。
- エ 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、速やかに修理を行うこと。
- オ 設置後5年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- カ 設置する機器及びソフトウェア等システムについて、O Sの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に発注者に提供すること。
- キ 使用する回線については、国内アプリケーションサーバを介すること又は、閉域網を利用する等、不正アクセスを防止する対策をとること。
- ク 消耗部品の交換は、受注者が行うこと。
- ケ 保守用の装置等は、受注者で保有するものとする。

(5) 防犯カメラ機器とシステム機器との接続構成

機器の構成については無線L A N方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタ及びカメラ操作をする際に通信の速度不足がないことを条件とする。

(6) 防犯カメラ本体の時刻について

防犯カメラ本体の時刻は、年間10秒以内の精度を保つこと。また、防犯カメラ本体の時刻の自動補正の機能が故障した場合において、故障等通知機能を用いることにより、その故障が長期間に渡って放置されることのないようにすること。

(7) 作動条件

屋外に設置する各機器(G P Sアンテナ等)は、次の使用条件で動作すること。

使用温度 -20°C～50°C

湿度範囲 80%以下

風速 40 m/s 以下（瞬間最大風速 60 m/s であっても、それに耐えうる設置をすること。）

(8) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、次の条件を満たす構造とする。なお、防犯カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

- ア 防犯カメラはケースに収容し、防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。
- イ 防犯カメラ機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- ウ 防犯カメラ機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。
- エ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

(9) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じること。

(10) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧は AC 100V または AC 200V とする。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないこと。

(11) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用とする。

(12) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

- ア 防犯カメラは MAC アドレスフィルタリング機能及び WPA2 - PSK (AES) を採用し、第三者による無線 LAN の不正アクセスを防止する処置を講じること。
- イ 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。
- ウ データの検索・閲覧、機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。
- エ 故障等通知機能のシステム（防犯カメラ、サーバ、専用端末機器等）のネットワークに係るそれぞれ連携については、暗号化処理やパスワードの設定により、容易には盗聴できない仕様とすること。また、サーバへのアクセスに使用するパスワードは、大文字／小文字／記号等から 3 種類以上使用かつ 8 桁以上で設置することができること。
- オ 専用端末機器にウイルス対策ソフトが導入されていること。（保守、ライセンスを含む。）
- カ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盗性能に優れたものとすること。
- キ 受注者の提案によるセキュリティの強化については、発注者と協議すること。
- ケ 防犯カメラ本体の通信モジュールは、基盤化し本体に組み込むことにより、その取り外しが困難な

作りとすること。また、防犯カメラの盗難の際などに遠隔操作により通信モジュール単位で通信の停止処理が可能であること。

第5 機器等設置後の対応

1 保証業務

- (1) 受注者は、防犯カメラ機器等設置後から借入期間終了までの間、設置した防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムが正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 設置した防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、受注者において統一された受付対応を行うこと。また、受付対応については、平日の他、土曜日、日曜日及び祝日にも対応できること。
- (3) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムの不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況の確認や修理等を行うなど、24時間365日対応可能な緊急対応体制を整えること。
- (4) 受注者は、修理作業が完了したときは、報告書により発注者に報告し、管理台帳等に記載すること。
- (5) 受注者は、修理等のために録画装置より外部に取り出した画像データを、確実に削除すること。また、画像から知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- (6) 受注者は、防犯カメラ機器の取扱い方法及びアクセスログの確認ならびに新たなパスワードの設定方法について簡易なマニュアルを作成し、書面により発注者に提出すること。また、作成した簡易マニュアルについて取扱い説明を行うこと。
- (7) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (8) 受注者は、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること。（落雷等自然災害によるものを含む。）
- (9) 機器に不具合が発生し、それが不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者が補修等を行うこと。ただし、戦争やテロ等の事変によるもの及び大地震、噴火、津波等の大規模災害によるものはこの限りではない。

2 事故等による機器損傷時の対応

- (1) 事故等により、本仕様書による賃貸借物件を含む電柱等が一般交通に支障を及ぼしている場合は、占用者の指示により受注者がその撤去を行うこと。
- (2) (1)により受注者が撤去した防犯カメラ機器の復旧については、事故当時者との交渉やその費用を含め、受注者が行うこと。
- (3) 復旧した機器は、引き続き受注者が管理すること。
- (4) (1)から(3)の事故等による損傷の対応については、機器の設置後から借入期間終了までの間適用する。

3 電柱等の更新

電柱等の管理者の都合で電柱等が更新されるときは、受注者が機器の取り外し及び取り付けを行い、引き続き受注者が管理すること。また、取り外した機器が一定期間元の場所に取り付けできない場合は、発注者と協議の上、機器を移設すること。

4 運用状況等の定期報告について

受注者は、防犯カメラ機器の運用状況等について、以下のとおり定期的に報告等を行うこと。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、毎月1回、防犯カメラのアクセスログと保守対応の回数を集計し、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として、毎月15日とする。報告はクラウド等で確認し、正確に報告すること。
- (2) 受注者は、毎月、防犯カメラのアクセスログを取りまとめ、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として、毎月15日とする。報告はクラウド等で確認し、正確に報告すること。
- (3) 受注者は、毎月、防犯カメラが正常な状態であることをクラウド等で確認し、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は原則として、毎月15日とする。

5 借入期間終了時

- (1) 受注者は、発注者が最終終期まで本契約を継続し、かつ、本契約に基づく受注者に対する債務（物件の返還にかかる債務を除く。）を全て履行した場合、発注者の当該物件譲受の意思表示に基づき、現状有姿のまま無償で発注者に譲渡すること。
- (2) 受注者が業務の履行上知り得た情報は契約期間満了後又は契約解除後においても外部に漏らさないこと。

6 その他

(1) 様式

報告書、台帳等の様式については、発注者と協議を行うこと。

(2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこと。

7 担当部署

吹田市役所 総務部 危機管理室 防犯担当

担当：武石、和田、田安

電話番号 06-6384-1753

E-mail bouhansuita@city.suita.osaka.jp